

# 「親権者の同意」に関する実態調査

## 【児童養護施設 編】

2019年11月1日

認定NPO法人ブリッジフォースマイル

## はじめに

2019年7月21日に開催いたしました弊団体の啓発プログラム「コエール」にて、親を頼れなかった経験を当事者がスピーチしました。その中で、2名の施設退所者が親の同意を得られないために困った経験をスピーチしました。具体的には、高校受験の時にインフルエンザの予防接種が受けられなかったこと、施設退所後にパスポート取得に困ったことです。

平成24年（2012年）3月9日付の厚生労働省の通達「雇児総発0309第1号『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」にて、解決済みのように思われましたが、まだ課題を抱えている子どもたちがいるようです。また、法の狭間にある、18歳以上の未成年退所者は3年後には成人年齢が下がるとはいえ、手続きの度に大きなストレスを抱えています。

親を頼れない子どもたちの生きづらさ解消に少しでも貢献したいと考え、「コエール」プログラムの終了後、厚生労働省を訪問し、こうした結果について共有いたしました。こうした「同意問題」は、現在主に身寄りのない高齢者を中心に検討が進められているようですが、親を頼れない児童にも同じ状況があることをご認識くださりました。

今後、厚生労働省や世の中に対して、「同意問題」に関して現場が直面している実態を、より具体的な事案として認識していただくべく、本アンケートの実施に至りました。結果をご覧頂き、社会的養護下の子どもが直面する実態を少しでもご理解頂けると幸いです。

## 調査概要

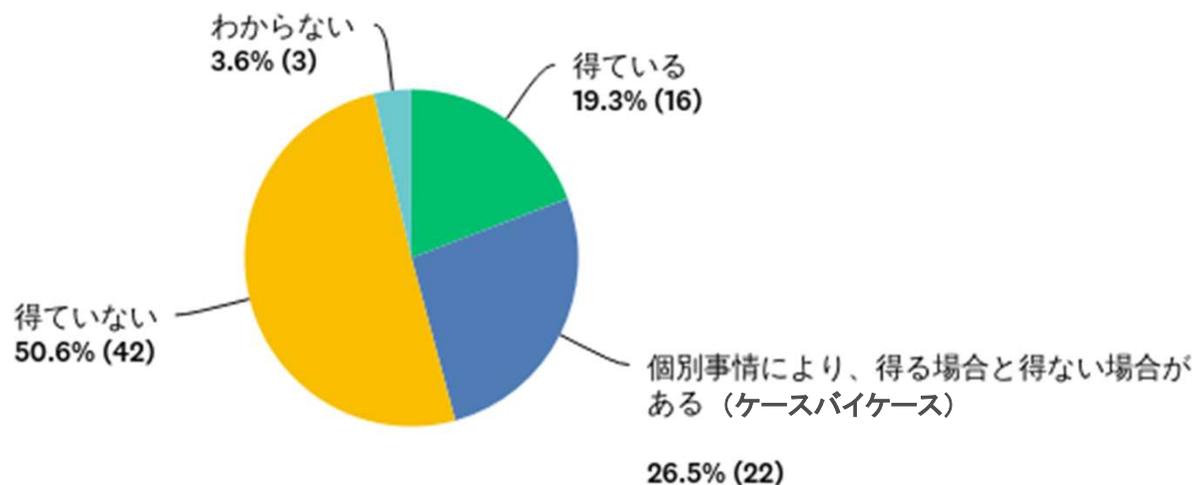
調査目的	児童養護施設に入所中、および退所後未成年者に関して「親権者の同意」が必要な場面について、現在どのような現状があるのか実態を把握する
調査期間	2019年9月20日（金）～9月30日（月）
調査対象	全国の児童養護施設 / 640件 ※一施設に複数配信のケースも含む。ただし1施設からの回答は1件と想定
調査手法	インターネット調査 ※ブリッジフォースマイル登録の児童養護施設のメールアドレスにアンケートを配信
総回答数	120件（回答途中での離脱含む）
有効回答数	83件
調査主体	NPO法人ブリッジフォースマイル

↓次ページ以降は、有効回答83sに基づく

## サマリー

- 児童が児童養護施設に入所する際、「包括的同意書」等の文章で、施設長が親権者同意サインの代行をすることに対し、了承を『得ていない』施設は半数の50%。『得ている』が約20%で、『ケースバイケース』が30%弱である。
- 児童養護施設入所中の児童に対する、親権者同意サインの代行の方針について
  - ✓ 医療行為：病院の受診や治療は約70%が『原則している』が、予防接種では30%弱が『原則していない』状況である。予防接種の場合、原則親の同意をもらうが取れない場合は児童相談所に代行してもらうという意見も見られる。また予防接種や手術の場合、わずかながら医療従事者側から断られる場合もある。
  - ✓ 契約行為：児童のアルバイトに必要な契約行為は『原則している』が約70%と高い。本人名義の携帯電話の契約は、過半数が『原則している』が、約20%は『原則していない』である。携帯電話は今や高校生には必需品ともいえるツールであり、入所中最初に向き合うのが携帯電話の購入で、保証人の優先は親権者だが、施設長が代行するケースも少なくないとの意見も見られた。
  - ✓ 行政手続き：海外渡航関係だと『わからない、経験がない』が40%前後と多いが、パスポートは昨今、海外への修学旅行もあるためか『原則している』が約35%。また、児童が外国籍の場合は在留許可の対応もするとの意見も見られた。
  - ✓ 教育関係：ほとんどの教育関係手続で70～80%と高い割合で代行手続きをしている。学校行事は頻度が高く判断も難しくないケースが多いためか、施設長以外の職員のサインでも問題ないとの意見が見られた。
- 措置解除後の未成年退所者に対する、親権同意サインの代行の方針について
  - ✓ 施設入所中児童と比べると、『原則している』の割合が、全てにおいて低い。そもそも求められる件数の少なさもあると思われるが、アフターケアとして支援はするが、施設長含む職員個人の負担にならないように配慮する。という意見も見られた。

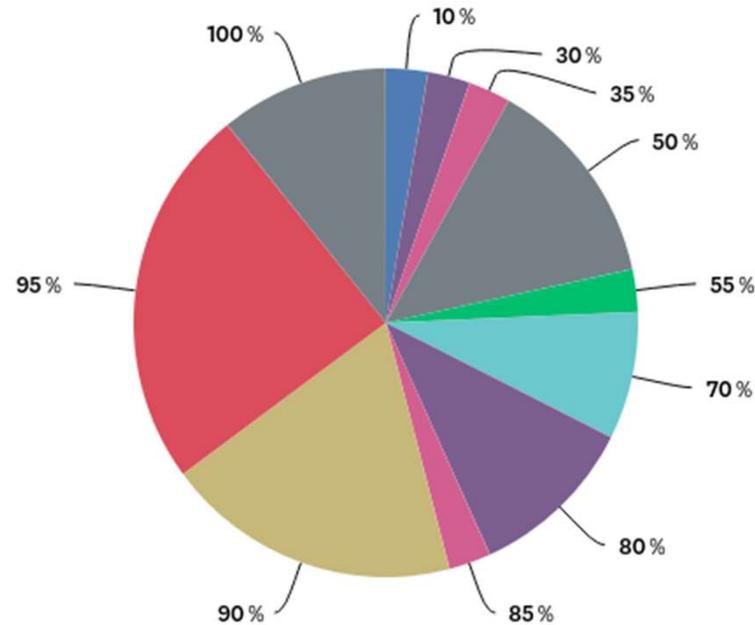
Q1: 現在措置中の児童が貴施設に入所する時に、親権者に対して「包括的同意書」等の文書で、施設長が親権者の同意サインを代行することの了承を得ていますか。



「得ていない」が約半数。「得ている」19.3%と「ケースバイケース」26.5%を合わせた「何らか得ている」は45.8%である。

Answered: 83 Skipped: 0

Q2: 前頁で「得ている」「個別事情により、得る場合と得ない場合がある」と答えた方に伺います。  
 現在「包括的同意」を得ている措置児童は全体の何%くらいですか。  
 厳密でなくて構いませんので大体の割合をお選びください。



「何らか得ている」施設においては、包括的同意ありの児童が70%以上の施設が、3/4以上を占める。

Answered: 37 Skipped: 46

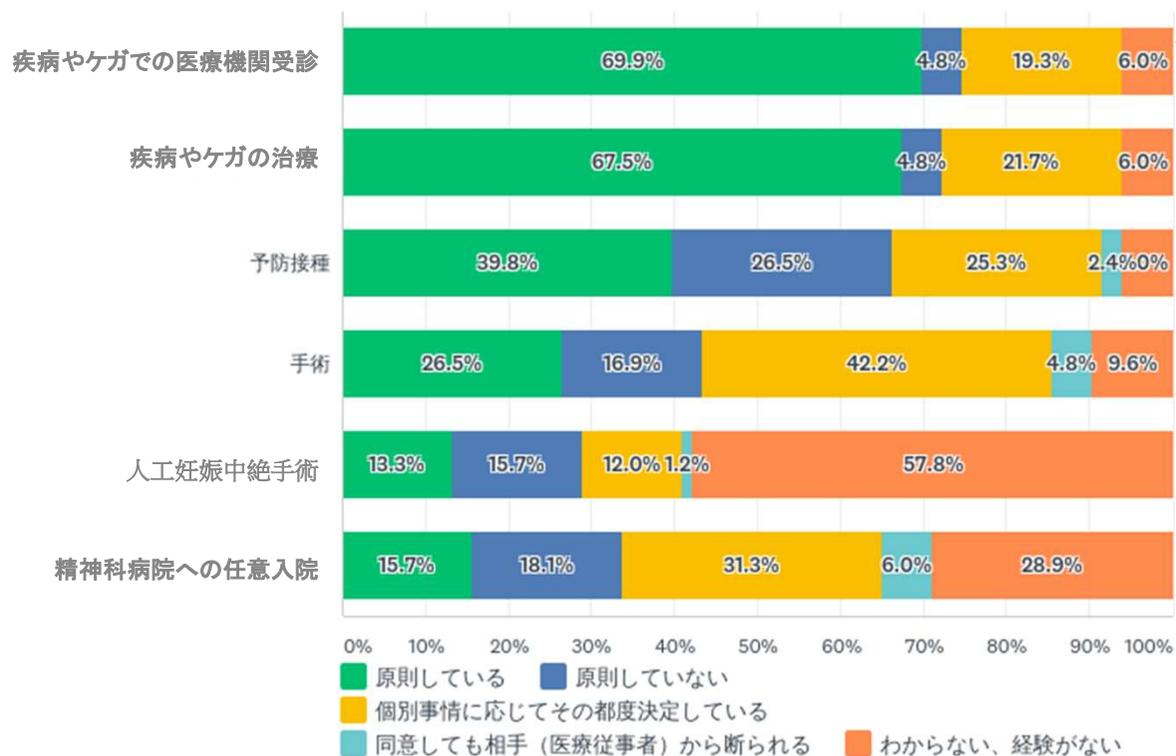
---

## 「措置中の児童」への方針について

- ※20歳未満の措置延長者を含む
- ※法定代理人や未成年後見人がいる児童は除く

親権者が、入所時の包括的同意書や、個別対応時の同意サインを拒否した場合、施設長が代行で同意サインしているかどうか、お答えください。

### Q3: 「措置中の児童」への方針:医療行為について



「疾病やケガでの受診や治療」は約70%が『原則している』。予防接種は、『原則していない』割合が26.5%と1/4以上である。手術は40%強が『都度決定』で判断が難しいとみられる。「予防接種」「手術」ではわずかながら相手から断られるケースがみられる。

Answered: 83 Skipped: 0

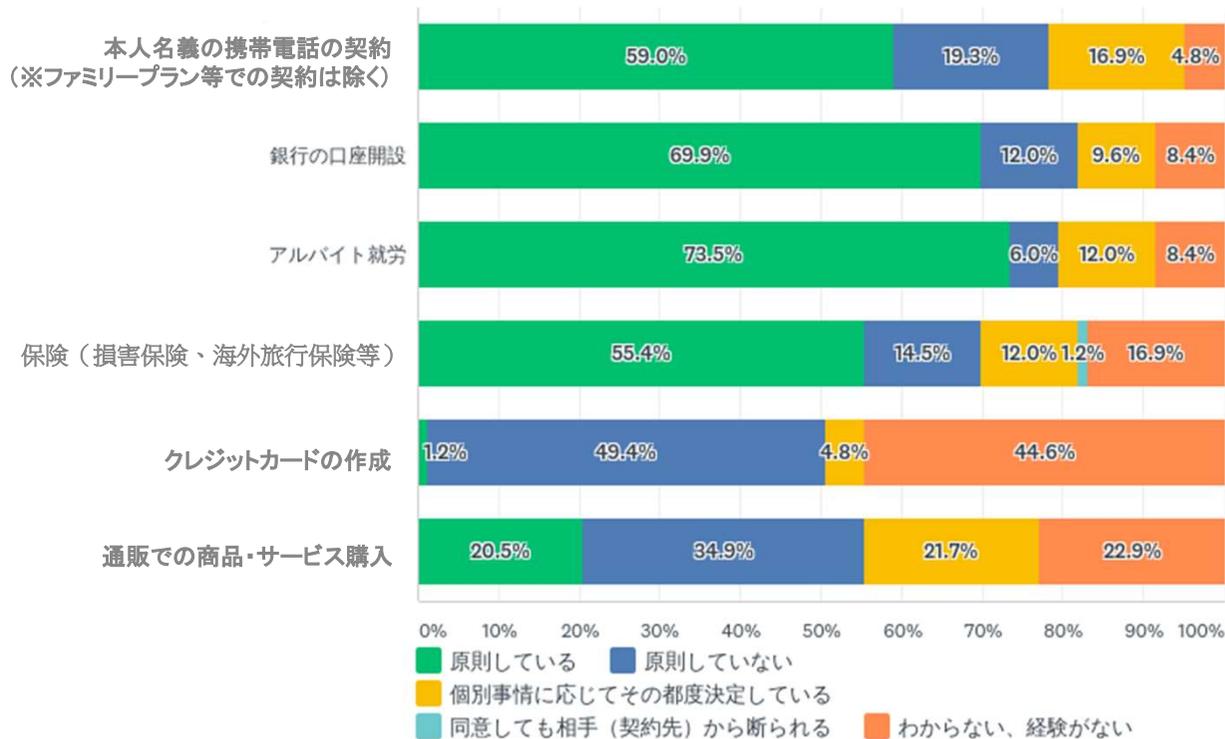
### Q3: 「措置中の児童」への方針:医療行為について

#### その他（医療行為での事例をご自由にご記入ください）

- 予防接種や医療行為の同意書はもらっており、拒否されたケースはない。親権者不在の場合などは児相に同意してもらっている。
- 前頁の「包括的同意書」を作成していませんので、「拒否」をされることもありません。その意味では、すべての項目で「わからない、経験がない」にチェックをすべきだと思います。ただ、同意書は作成せずとも、保護者さんに様々な「許可」をとる場合があります。そのため、今回は、保護者から許可が得られない場合を想定して回答します。※1
- 保護者が同意のサインを拒否している場合は、児童相談所所長より入所時に同意を得る。（予防接種や手術入院の必要のない受診等）上記のような医療行為については、再度保護者へ連絡、同意のもと実施する。
- そのほか特にありませんが**ケースバイケースになることが多いと感じています。**
- **予防接種については、親権者から入所時に同意をもらっているが、実施前にも再度親権者に電話等で確認している。**インフルエンザのような任意接種の予防接種についても入所時に同意は得ているが、実施時期には事前に親権者に確認を取っている。その際、親権者から拒否されたり、連絡がつかない場合は任意接種については、原則実施しないこととしている。
- 施設の所在地である自治体の裁量で予防接種を行うことがある
- 児童相談所に確認を取っている。児童相談所長の同意もしくは、施設長の判断で実施するよう児童相談所より指示され、行っている。
- 予防接種に関しては、入所時点で親権者から同意書を得ています。精神科病院への入院に関しては、病院側から「親権者が居場所が分かっているならば、同意がないと入院させられない」と言われてしまうため、親権者の同意を得て署名してもらっている。
- 予防接種に関しては**原則親の同意書を取るようになっているが、取れない場合は児相に代行してもらっている。**
- 医療行為に関しての同意書は取っております。
- 緊急手術（腹膜炎）で親権者の同意をすぐに得られないことがあり、施設長として同意したことがある。
- 親権者に状況を説明し、同意を得ている。
- 施設独自で判断というよりは、児童相談所と相談して行っている。インフルエンザ予防接種に関しては、毎年保護者同意を貰うが、連絡がつかない場合は児童相談所判断でお願いしている。
- **精神科病院に関しては、入院以前に、通院の承諾、服薬の承諾と必要で、通院はいいが、服薬は反対という場合もあり、もどかしい思いをすることがある。**
- 非常に判断が難しく、子どもにとって不利益にならないような対応が何かを協議することが大切であると考えています。
- レントゲンを撮るときなど、書面にサインが必要な場合。
- 親権者の同意が基本であり、同意が得られるようにサポートするので、精神科入院、手術、予防接種などで拒否されたケースはありません。

Answered: 17

## Q4: 「措置中の児童」への方針：契約行為について



アルバイトに必要な「アルバイト就労」「銀行口座開設」は70%前後が『原則している』。「携帯電話」は20%近くが『原則していない』。

Answered: 83 Skipped: 0

## Q4: 「措置中の児童」への方針: 契約行為について

### その他（契約行為での事例をご自由にご記入ください）

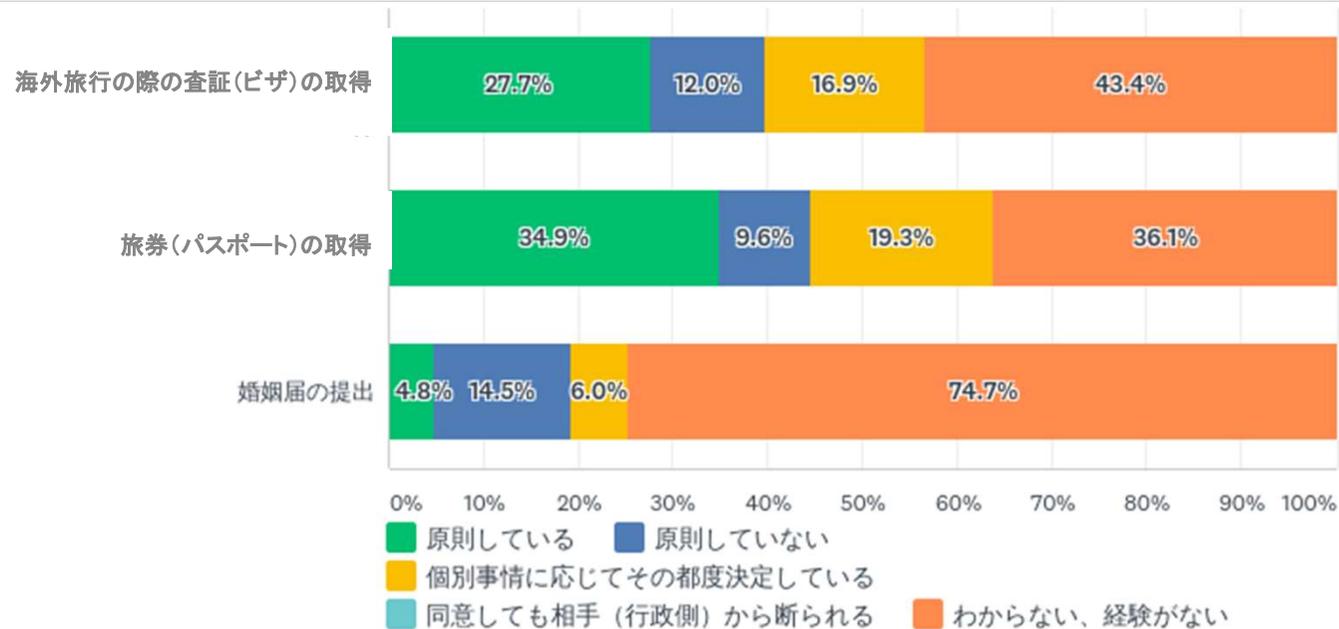
---

- その都度電話などで同意を得たうえで施設長が原則している。拒否されたことはないため「わからない、経験がない」を選択。※2
- 前頁と同じ。※1
- ケースによって開きが大きく解釈が異なります。基本的には施設長だけでなく、「児相が承認した場合について」ということが多いです
- 基本的に子どもの不利益にならないように配慮している。
- 自転車の購入に際し、付帯している損害保険に加入できない。また、子どもが事故にあった際に、示談は親権者の署名捺印が必要であり、未だに示談が成立していない案件がある。
- 生活保護家庭も多いので、子どもの希望や信頼性などを踏まえながら、必要に応じて施設長が代行します。**入所中、最初に向き合うのは携帯電話購入時です。保証人の優先は保護者ですが、難しいケースも多く、施設長が代行するケースも少なくありません。**

---

Answered: 6

## Q5: 「措置中の児童」への方針：行政手続きについて



措置中だと海外渡航が必ずしも多いわけではないためか、『わからない・経験がない』が40%前後を占める。ただし、「パスポートの取得」については、約35%が『原則している』。

Answered: 83 Skipped: 0

## Q5: 「措置中の児童」への方針:行政手続きについて

### その他（行政手続きでの事例をご自由にご記入ください）

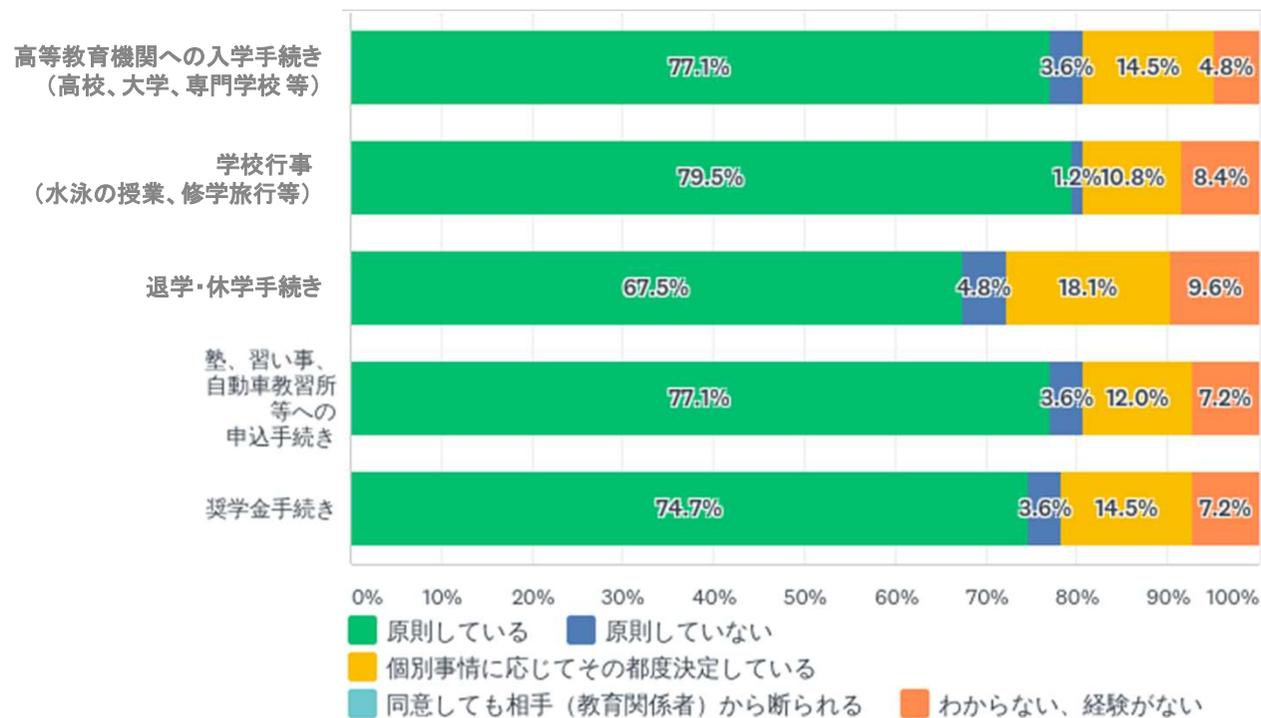
---

- 前ページの「その他」欄と同様 ※2
- 前頁と同じ。旅券の取得は、修学旅行などで必要となる場合を想定しています。※1
- 外国籍児童の在留許可の対応はしている。
- パスポートの取得に関して、別に書類を用意する必要がある ビザの発行に関しては、基本的に親権者をお願いしているが、手続きが煩雑であり、手助けしている
- タイの子ども達との交流及び支援をしている関係で、過去に高校生をタイに連れていっています。パスポート取得時の書類は基本保護者（親権者）にお願いしました。

---

Answered: 5

## Q6: 「措置中の児童」への方針：教育関係について



「退学・休学手続き」を除き、教育関係では70%以上の高い割合で『原則している』。

Answered: 83 Skipped: 0

## Q6: 「措置中の児童」への方針:教育関係について

### その他（教育関係での事例をご自由にご記入ください）

---

- 習い事や塾の申し込みについて親権者の同意を求めることは行っていない。どの児童も施設長名義で申し込みしている。学校行事も同様。
- 前々ページの「その他」欄と同様※2
- 前頁と同じ。※1
- 先方の条件などに合わせて考えることが多いです。
- 特別支援利用の手続きなどは、施設に一任する旨の同意書を親権者から得ている
- 水泳や体育や、**泊りを伴わない学校行事の「体調確認」等の署名は、現場の職員でもOKとしており、学校も通してくれています。**
- 上記内容は基本、**保護者に連絡し確認しますが、ほとんどのケースは施設にお任せしますという流れ**になります。  
奨学金は施設の方で情報を集め、提示し、ほぼ施設の方で作成します。

---

Answered: 7

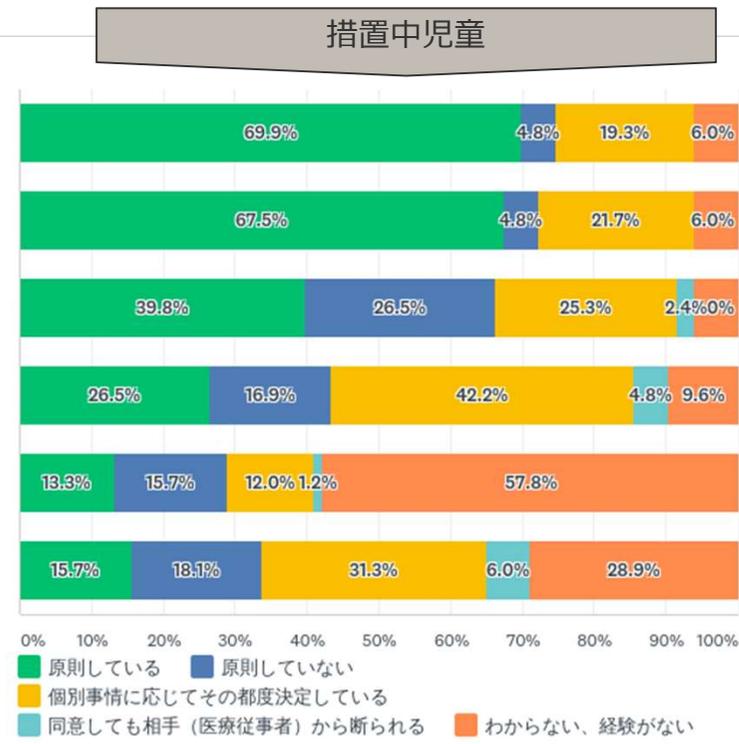
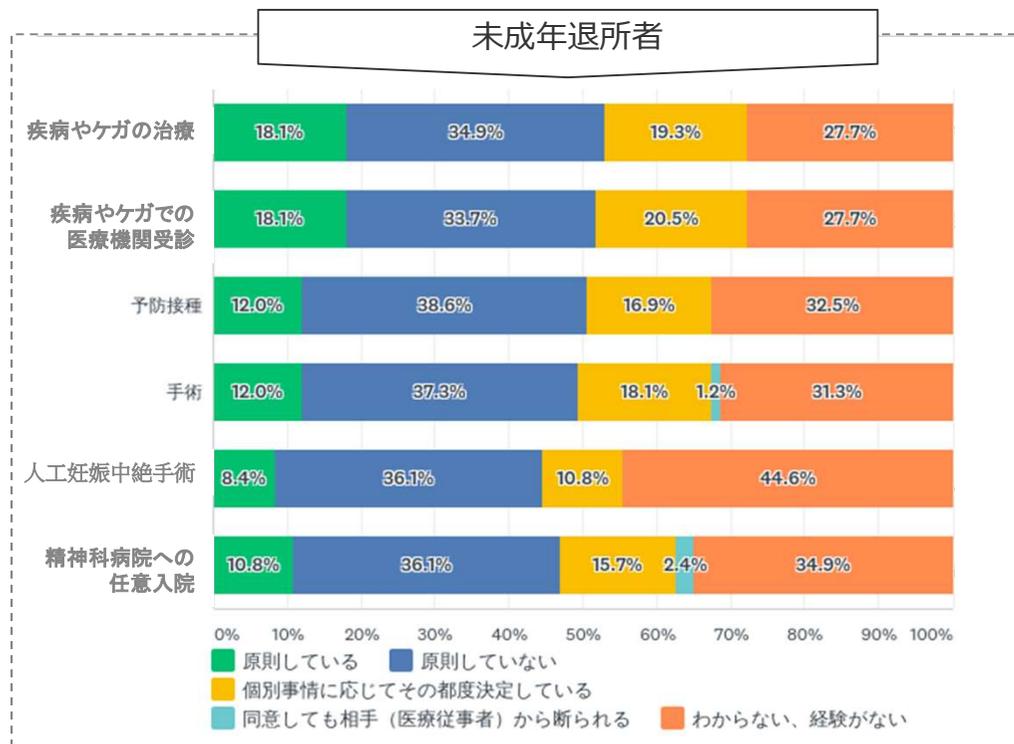
---

## 「措置解除された20歳未満の未成年退所者」への方針について

- ※他の福祉施設（自立援助ホームやグループホーム）入所や家庭復帰の場合を除く
- ※法定代理人や未成年後見人がいる児童は除く

未成年退所者の親権者が同意を拒否、または未成年退所者自身が親権者の同意を望まない場合、施設長が代行して同意サインしているかどうか、お答えください。

### Q7: 未成年退所者への方針：医療行為について



未成年退所者へは全ての項目で30～40%が『原則していない』。措置中児童では『原則している』70%近くだった「疾病やケガでの受診や治療」も、20%以下に下がる。

Answered: 83 Skipped: 0

## Q7:未成年退所者への方針：医療行為について

### その他（教育関係での事例をご自由にご記入ください）

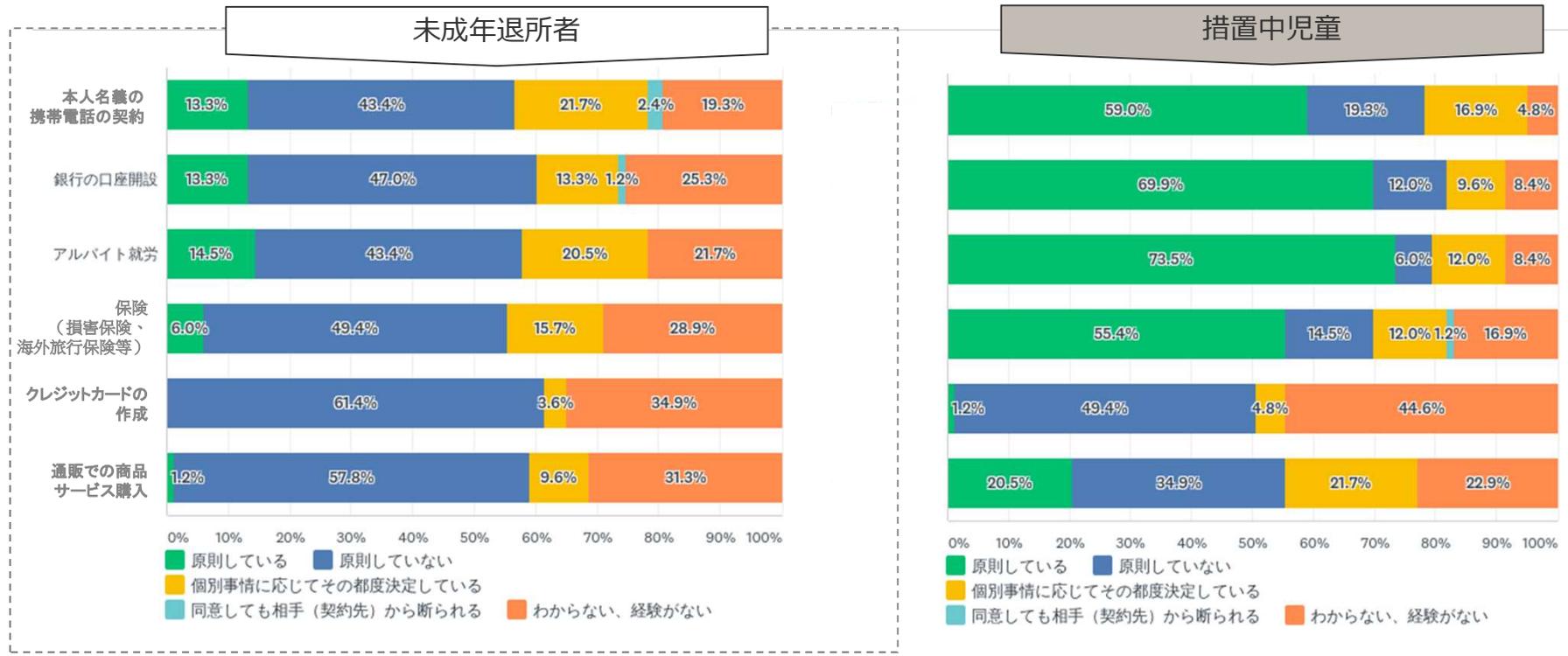
---

- 精神科病院への入院に関しては、法律が絡み、第三者が同意することが難しいと思います。本人同意で入院にもっていったケースはあります
- 上記事項のケースはありますが、全て親権者の同意が得られています。もし拒否されたとしたら、状況により施設長が代行するでしょう。

---

Answered: 2

### Q8: 未成年退所者への方針：契約行為について（※措置解除後、新たに結ぶ契約に限る）



未成年退所者へは「アルバイト就労」「銀行口座開設」でも40%以上が『原則していない』。携帯電話の契約ではわずかながら『同意しても契約先から断られる』ケースがみられる。

Answered: 83 Skipped: 0

Q8:未成年退所者への方針：契約行為について（※措置解除後、新たに結ぶ契約に限る）

その他（契約行為での事例をご自由にご記入ください）

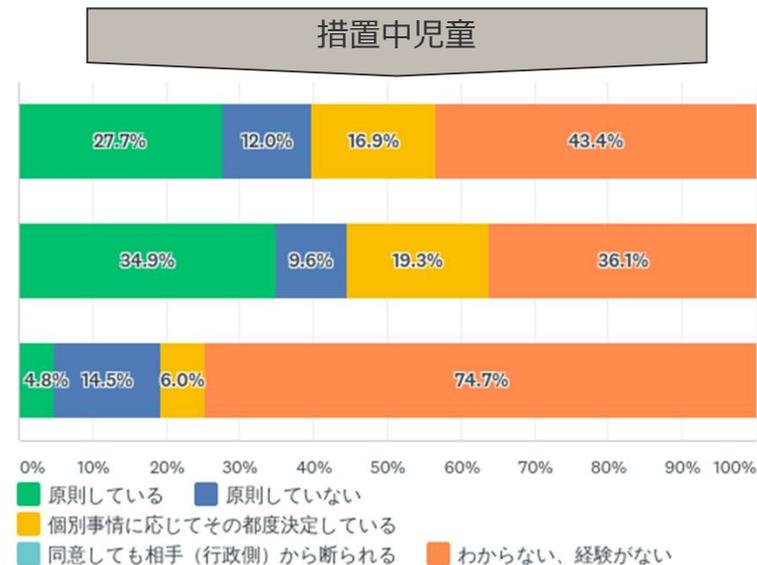
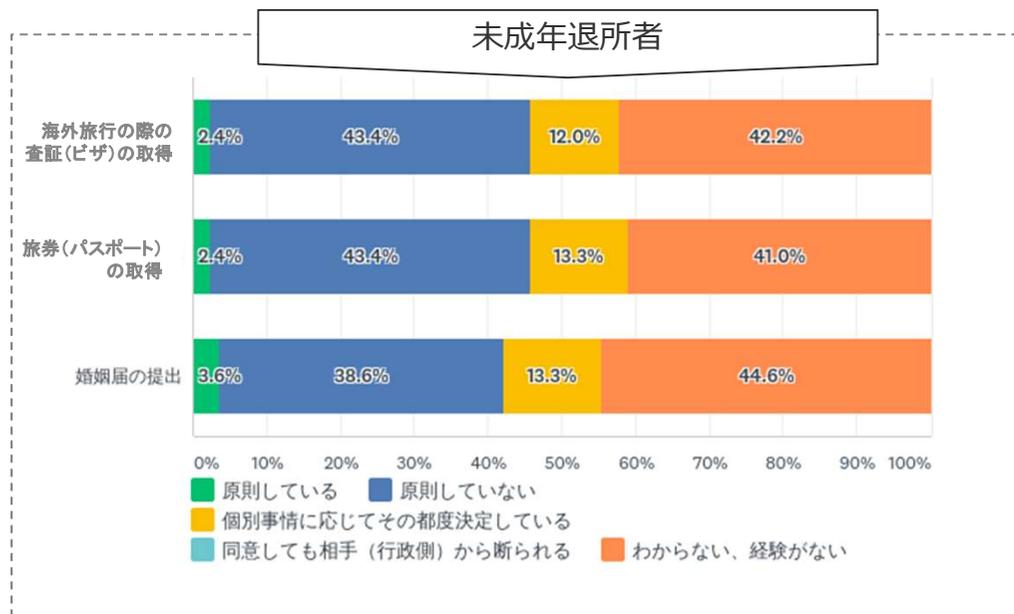
---

- アフターケアとして支援しますが、施設長を含む職員個人の負担にならないように配慮します。  
基本は自分の置かれている状況で何が出来るかを一緒に考えサポートします。保証人問題であれば、保証人協会を利用します。

---

Answered: 1

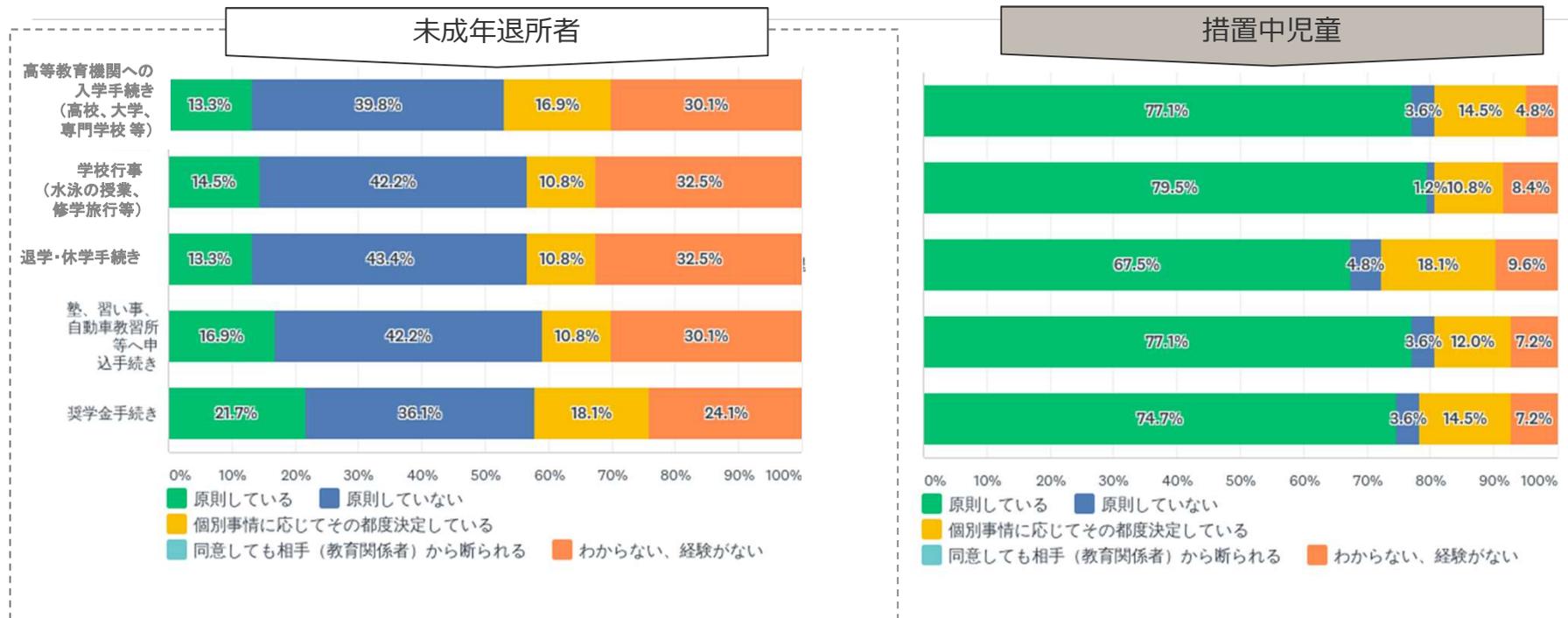
### Q9: 未成年退所者への方針：行政手続きについて



未成年退所者へは『原則している』は3項目全て2~3%とごくわずかで、『原則していない』が40%前後を占める。

Answered: 83 Skipped: 0

### Q10: 未成年退所者への方針：教育関係について



未成年退所者へは5項目全てで『原則していない』が40%前後であるが、「奨学金手続き」を『原則している』は20%超で、他項目より比較的高い。

Answered: 83 Skipped: 0

## Q10:未成年退所者への方針：教育関係について

### その他（教育関係での事例をご自由にご記入ください）

---

- 近年、18歳に満たないお子さんが社会自立として措置解除したというケースがない

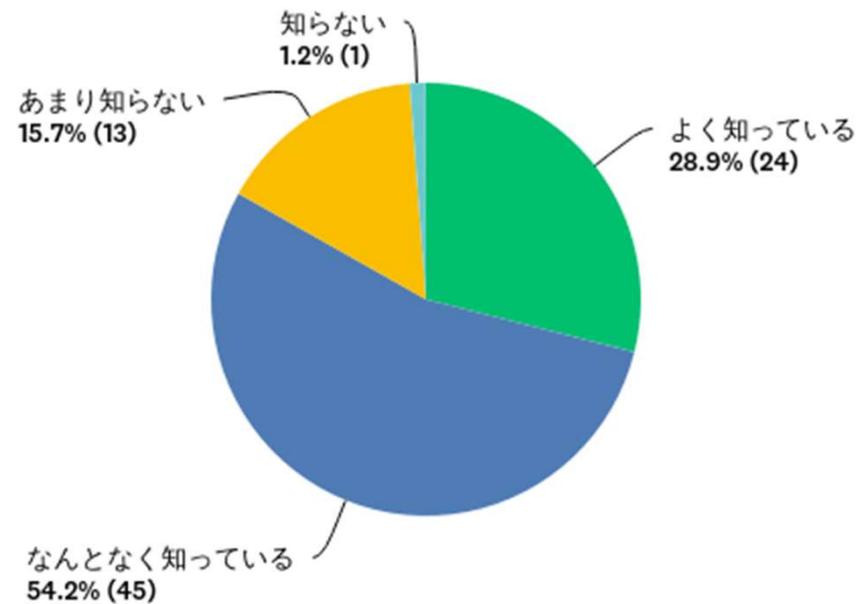
---

Answered: 1

---

## 親権者の同意全般について

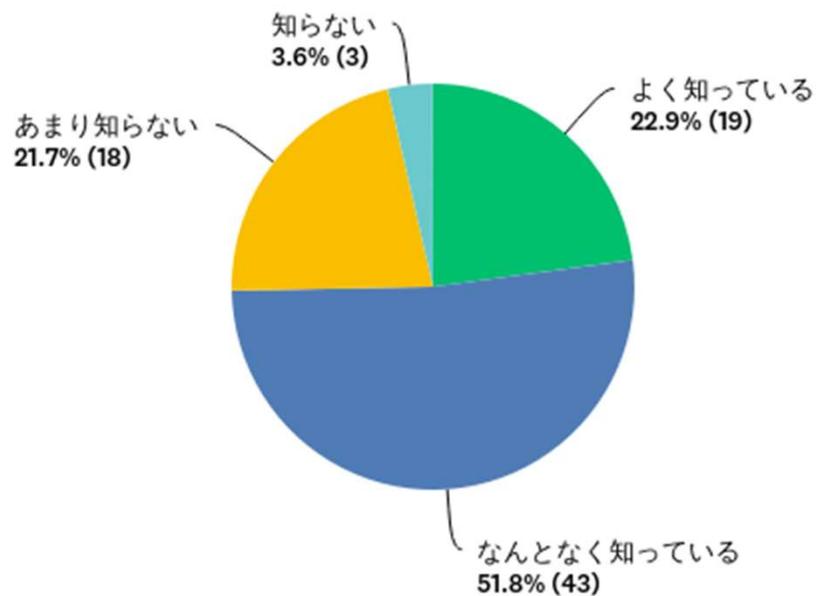
Q11: あなたは、平成24年の児童福祉法改正により【入所中の児童および措置延長者に対して、不当な行為が制限できるようになった】ことについてご存じですか。



「よく知っている」28.9%と「なんとなく知っている」54.2%を合わせた「知っている」計は83.1%である。

Answered: 83 Skipped: 0

Q12: あなたは、平成24年に厚生労働省が出した『児童相談所長又は施設長等による  
監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』の中身についてご存じですか。



「よく知っている」22.9%と「なんとなく知っている」51.8%を合わせた「知っている」計は74.7%である。

Answered: 83 Skipped: 0

**Q13:施設長が親権代行者として同意サインをすることの判断が難しいと感じる場面や事例がありましたら、ご自由にご記入ください。【1】**

- 子どもが借金や家賃等の踏み倒しが予想できる状況であっても親権者がサインを拒否しているケースで、20歳以上の社会的に信用のある人の保障がないとアパートに住めなかったり、就労できないケースがある。
- 医療関係は判断が難しいです。
- 先方から施設長ではダメだと言われるケースが多い。**また、賠償責任の伴う場合などはそのリスクを判断してから出なければ受けられない。
- 命に係わる手術等は困るのではないのでしょうか
- アルバイト就労に際し、施設長が身元保証人になることがあるが、アルバイト先で児童が故意にアルバイト先に迷惑をかけるような行為をした場合（巷を騒がしたSNS騒動）、**施設長に損害賠償が来るようなことになるのか不安がある。**入所中のアルバイトでは、全社協の身元保証制度も使えないと思うので・・・。
- 卒業する児童の住居確保のため、施設長が代理としてサインをしたが、賃貸料を期限までに払えなく、施設に何度も賃貸料の支払い連絡があった。
- 進学やその後の退学、または就職、等児童の将来に大きくかわる進路の判断は最大限に親の同意を得る努力をしています。それでも得られなかったり連絡が取れない場合は最終的に児童相談所との協議により決定した、という形にします。まだ経験はありませんが、精神病院等への入院というケースがあればこの場合も同様です。
- 措置解除された20歳未満の未成年退所者、特に秘匿児童について手術が必要な際の同意は難しいと思う。
- 保証人に関して、個別ケースを良く考える必要があると思う
- 連絡が取れて、親権者が同意を拒否する場合にはサインは出来ない。**予防接種等が多い。ただ、一般家庭であっても主張は異なるし、正義は文化によって異なる。
- 親がなるべきか、施設長がなるべきかその都度の状況によって迷うことはある。

Answered:11/21

**Q13:施設長が親権代行者として同意サインをすることの判断が難しいと感じる場面や事例がありましたら、ご自由にご記入ください。【2】**

- 金銭の支払い義務が生じる事案
- 貸与型の奨学金など、債務を負う可能性がある場合に、個人の判断ではなく、施設の総意として、施設長が同意するように心がけている。**決定の経緯が曖昧なまま、前任者の残した保証人などの処理が困難だった。**
- 契約行為の同意については相手方が了解してくれればしている。しかし、**施設長の親権代行については戸籍上記載されているわけではないので、それを証明するすべがない。証明するものを求められるとどうすることもできない。**親権者は行方不明ですと言っても通らない。
- 施設の方針というよりは、各ケースごとに児童相談所と協議しながらすすめている。インフルエンザの予防接種や服薬について、親の意向状況により予防接種や服薬が出来ないことがあり、施設としては困る。しかし、児童相談所としても、親権停止までの措置をとるまでのこととは考えておらず、ハードルは高い。
- 措置児童の盲腸の手術
- 未成年後見人が遠方の在住で、書類等の同意サインが必要な場合に、連絡がつきずらかったり、返送されてこないことで児童が困ってしまうことがある。パスポート申請についても未成年後見人がいる場合は、施設長の権限は効力がなく後見人の同意が必要であった。
- アルバイトで身元保証人を求められた場合
- 1、大きな手術の同意書 2、就職の際の身元保証人 3、奨学金の身元保証人 4、アパート契約の身元保証人
- 保証人としてサインすることに関しては、リスクを考え躊躇することが多い。
- **副作用のある予防接種**（子宮頸がんなど＝現在は受けていない）

Answered: 10/21

**Q14:施設長が親権代行者として同意サインをしても、企業など相手側から認めないと言われた事例がありましたら、差し支えない範囲で具体的な固有名を入れて、ご記入ください。【1】**

- 退所した児童の賃貸契約において、園長が保証人になる場合は了承を得られることが多いが、本人が保障会社をつけて契約する場合の親権者の同意書については認められない。
- 携帯関係で解約したい場合（本人は拒否。施設は解約させたい）本人の同席がないと（パスワードがないと）できないことが困っている。また、施設長名義で携帯の契約をしてそのまま名義の変更をしないまま退所となることがある。（子どもが手続き変更をしない。）
- 保証人として認められない企業はあると聞いたことがあります。
- 病院などからは、治療等に際して、親権者の同意を求められる場合があります。
- 児童の母親が死去された後の銀行口座の現金を児童の口座移行するにあたって、戸籍謄本を発行しようとしたが施設長では発行出来なかった為、児童相談所より連絡をもらい必要な書類を確認し、再度施設長より手続きに動いて発行してもらった。
- 病院への入院、治療(手術・麻酔など)への同意、保険金の請求時、学校などの入学手続き、就職時の保証人、携帯の契約。など多数。
- 手術の際に医療機関より断られました**
- 精神科への入院に関して、施設側が必要と想着いても、親の同意を得ることが難しく、精神科のルールとして親権者の所在が分かっている場合、親権者の同意がないと入院させられないと言われた事例　里親制度に関して、子どもの最善の利益が尊重されていないと感じる

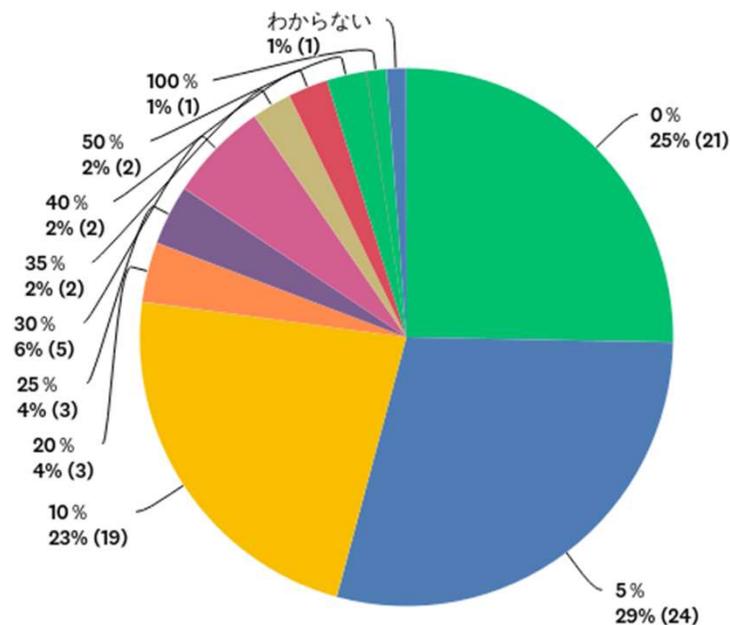
## Q14:施設長が親権代行者として同意サインをしても、企業など相手側から認めないと言われた事例がありましたら、差し支えない範囲で具体的な固有名を入れて、ご記入ください。【2】

- 手術の際に、医療側から直接親権者に説明が出来ないと施術出来ないと言われた。このケースは、施設名非開示であった為に転院した。
- 20歳未満の退所児童がポケットwifiを契約する際に施設長では保証人となれないと言われた。
- アパートを借りるとき不動産屋から言われた。
- 親権者が所在不明であったり、連絡先不明であったりして、連絡をとることが困難な児童の手術や入院に際して、都立の小児科であるにも関わらず、何度も交渉する必要があった。
- 高校の修学旅行に必要な旅行会社への同意書のサインが施設長一人では認められず、児相長との2者での提出となり手続きに時間が掛かってしまった。
- アパート賃貸契約時の同意
- 大手の損保会社はみんな認めない。**
- 保証人を施設長として出しても、複数名を求められる場合があり、都度交渉している。
- 龍谷大学への入学手続きの際、WEB入力で選択肢がなく手続きができなかった。直接大学に連絡したが、親権者の同意が必要と言われ手続きが完了するまで時間を要した。
- 当てはまらないかもしれないが、私立高校を受験する際に、親権者の同意があるにもかかわらず、保護者の住所と措置児童の住所が違うことが問題となり、受験できないと言われたことがある。
- 15年も前のことなので会社名は忘れてしまいましたが、福祉雇用で採用が決定したのですが、同意書のサインが施設長では駄目とのことで、採用見送りとなりました。
- 児童が被害者となる交通事故が発生し、相手方の保険会社から示談の手続きの依頼があった。内容的には双方問題なく、書類の取り交わしのみで終わる話であったが、児童の実親がいることが明らかなので（施設でも連絡は取れるが、引き取る意思がないため一切の手続きをされない、そのため措置になっている）保護者として実親の署名捺印が民法上どうしても必要と言われた。結局、保護者欄を埋めることができず、両者同意の上で「保険会社を通さないで本人同士で示談をした」という形にした。これは保険会社の主張が間違っていたのではないかと思っている（施設長でよかったと思う）。
- 1、携帯電話の契約 2、通帳作成 3、パスポート申請

## Q15:「親権者の同意」や「包括的同意書」に関し、ご意見やお考えがありましたら、 ご自由にご記入ください。

- 特別支援学校入学や愛の手帳取得、養育家庭利用やフレンドホーム利用、トラウマなどの治療プログラムなど了解が得られず進められないことに困ることがあります。
- 仮に「包括的同意書」を作成したとしても、実際に、具体的にどの程度の法的効力が認められるのか不安を感じます。**施設側だけで考えるというよりも、法的、制度的裏付けをもった公的機関等が作成されたものを使用できると、少し安心できるのではないかと思います。**
- 施設の入所児童には全員、国が未成年後見人を立てるべきだと感じます。また、**医療的な対応については施設長及び児相長の承諾とするなど迅速に対応できる仕組みを作るべきである**と考えます。
- 包括的同意書の内容がどこまでのものをイメージしているのか、ある程度具体的でない親権者もイメージできないのではないかと、同意書の例があれば見てみたい。また、一度とれば完全に有効となるものなのか、その効果も確認したい。以前、親権者から予防接種の件で「同意はしたが、承認はしていない。その都度承認を得るべきだ」と苦言を呈されたことがある。
- 在籍している児童で、施設長代理でサインするのはいいと思いますが、**退所後の親権者代理はなかなか難しいと思います**。親権者が無理な場合、別の機関があればと思います。**施設は、現在入所している児童の支援で忙しく、アフターケアはありますがなかなか退所した児童にまで手はまわらない**と思います。
- **入所前に、その説明や手続きは児童相談所が行う、等の規定があれば円滑に進む**と思われる。
- 予防接種法で包括的同意書は認められているのでしょうか？ 次ページ16は、設問が正しくないので、28条ケースを抜かして応えます。
- すべてのケースで入所時に児相、親権者、施設で同意に関する取り決めが出来たらよいと思った。
- 医療行為に関しては、施設長もしくは児童相談所(東京都)の同意でもって、受け付けることを標準化していただきたい。
- 包括的同意書については親権者はよくわからずサインしているふしがあり、効力は弱いと思う。
- **親権者の同意と緊急連絡先が混同しているように感じる**。ある保険会社は未成年の海外旅行保険の加入に際し、他社が軒並み断ってきた時に、緊急連絡先さえ用意すれば受け入れると回答してくれた。当施設では「包括的同意書」を用意していないが、そういうものを用意しなければならない時代になったと今回のアンケートで考えさせられた。
- 1、特別支援学校への進学や支援学級への編入ための親権者の同意を求める際、子供本位ではなく、親権者の考えで、同意を得られないことがある。高校や高等部進学に関しても。 2、各種予防接種も同様
- 親権者により子ども達が振り回されることがないようになって欲しいと思う。
- 予防接種等親権者でなければならぬものがあり、こうした通知が出されていても現実的になっていない事柄もあり、こうした点について改善されると良いと思う。
- **一番感じるのは「里親委託」への同意が得られず里親委託が進まないケースです**。同意もしない、面会にも来ないという保護者は少なくありません。今、この時に里親さんに行けたらと感じる子どもは沢山います。

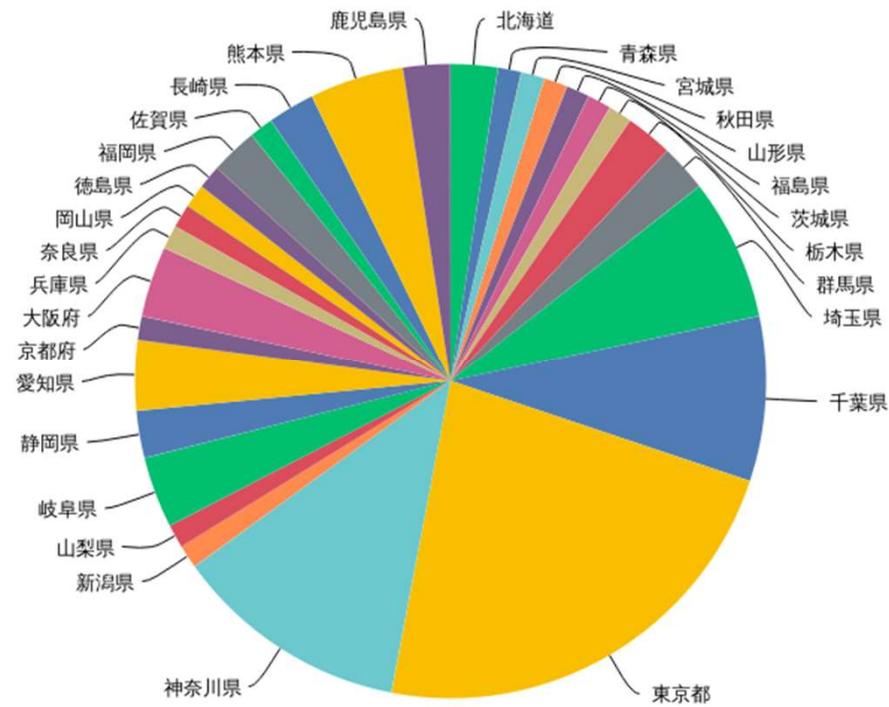
Q16: 現在措置中の児童全体のうち、「28条ケース(児童福祉法28条事件)や親と連絡がとれないため、施設長が親権代行をしている」のは何%くらいですか。厳密でなくて構いませんので大体の割合をお選びください。



5%未満が過半数を占め、親と連絡がとれないための親権代行は少ない。

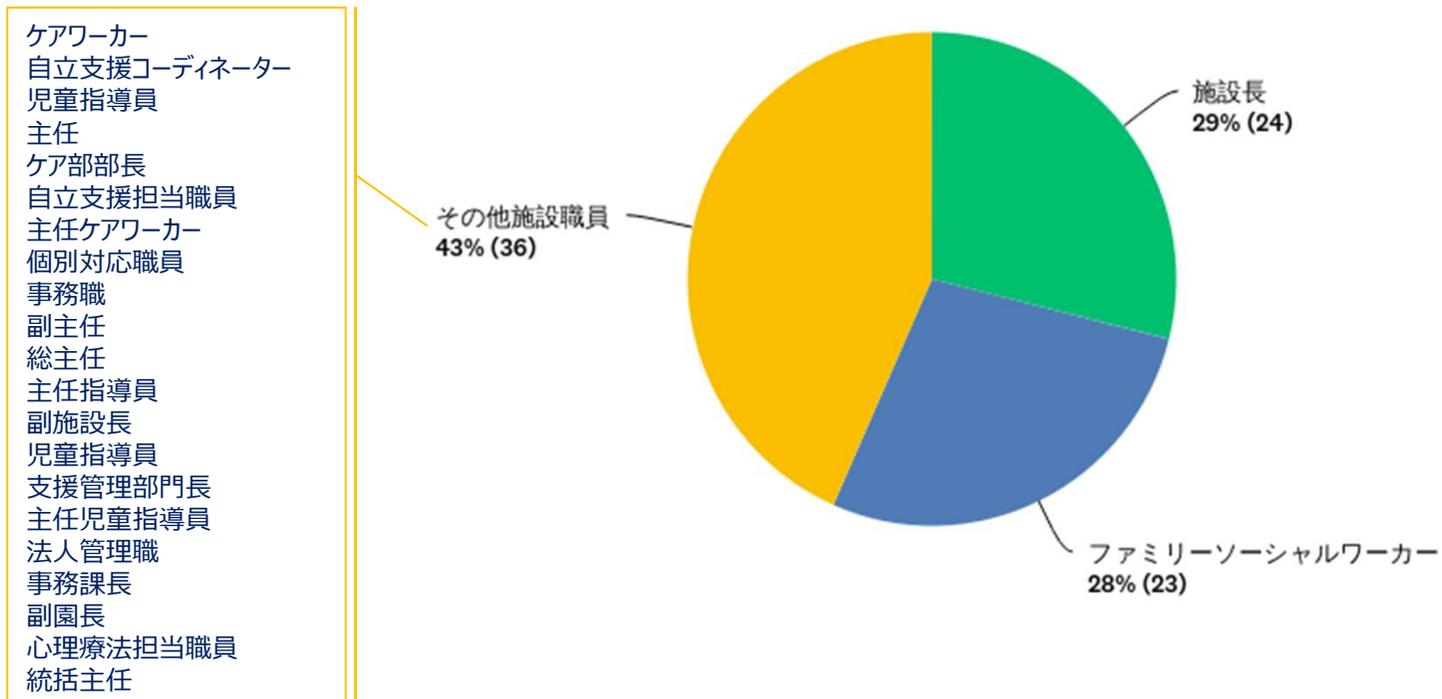
Answered: 83 Skipped: 0

Q17: 貴施設の所在地をお知らせください。



Answered: 83 Skipped: 0

Q18: このアンケートに回答した方はどなたですか。ひとつだけお選びください。



Answered: 83 Skipped: 0



認定NPO法人ブリッジフォースマイル

本アンケートに関するお問い合わせ

NPO法人ブリッジフォースマイル

東京都千代田区大手町2-6-2

03-6842-6766

info@b4s.jp

林 恵子 / 豊田 美紀